

令和7年度

事業計画書



公益財団法人逗子市スポーツ協会
(Zushi Amateur Sports Association)

目 次

I	基本方針	・ ・ ・ ・	1
II	重点目標	・ ・ ・ ・	1
III	公益目的事業	・ ・ ・ ・	2
III-1	一般会計	・ ・ ・ ・	3
III-2	スポーツクラブ特別会計	・ ・ ・ ・	6
III-3	指定管理業務特別会計	・ ・ ・ ・	8
IV	収益事業	・ ・ ・ ・	10

I 基本方針

逗子市は、まちづくりの目標の一つとしてスポーツ都市宣言を行い、全ての市民が生涯を通してスポーツ活動を楽しみ、スポーツに親しみ健康な心身をつくる目標を掲げています。この実現のため、平成24年3月に逗子市スポーツ推進計画が策定され、「スポーツを楽しむまち逗子～青い海と豊かな緑にかこまれて～」を基本理念として位置づけ、各種事業に取り組んでいます。また、令和元年度には、健康寿命の延伸を目的とする「元気な高齢者を増やそう！プロジェクト」を立ち上げ、様々な施策が展開されています。

逗子市スポーツ協会(以下、当協会)は、これらの取り組みを背景に、スポーツ振興を目的とした公益事業を行う団体として「高齢者向けの教室展開」「健康維持・増進」「障がい者スポーツの推進」「子どもの運動能力向上」など、地域に根差したスポーツ活動の支援や、スポーツに身近に接することができる機会を提供していきます。

また、課題とされている中学校部活動の段階的な地域連携・地域移行については、神奈川県が開催する部活動地域移行連絡会に参加し、情報収集に努めると共に、市との情報共有を積極的に行い、学校運動部活動が直面している問題点や今後のジュニアスポーツが直面する課題について、加盟団体と連携・協働し、課題解決に取り組んでいきます。

スポーツに親しむことは、心身の健全な育成や体力の向上、健康の維持・増進にとどまらず、楽しみや喜び、達成感などの充足感にもつながります。市民の皆様が日常生活の場において、気軽に親しみながら楽しく体力づくり・健康づくりができるよう、各加盟団体や逗子市スポーツ推進委員協議会等と連携し、市民の生涯スポーツの振興に努めていきます。

II 重点目標

1. 一般会計

市民の生涯スポーツの振興に向け、多くの市民が従来に増してスポーツ活動に参加でき、スポーツを楽しみ、健康な市民が一人でも増えるように、各種スポーツ教室・スポーツ大会やイベント等を開催し、誰もがスポーツに親しみ楽しむことができる環境を提供すると共に、生活の質をより豊かにすることを目指して、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ための幅広い事業を展開していきます。また、個人のライフスタイルに合わせ、気軽にスポーツを楽しめる機会の充実を図るとともに、様々な媒体を積極的に活用したスポーツに関する情報提供に努めます。

<取り組み>

- ・スポーツ教室等の事業を幅広く実施し、スポーツに親しみ楽しめる機会を積極的に提供します。
- ・情報誌「ZASA Sports News」やホームページ、SNS、市内広報板、場内掲示等の様々な手段を積極的に活用し、スポーツに関する情報を提供します。

2. スポーツクラブ特別会計（総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」）

魅力あるメニューを展開し、1人でも多くの会員に継続していただくと共に、新規会員増に向けたPRに努め、会員数の増加を目指します。

また、会員や指導者と運営委員が積極的にコミュニケーションを図り、様々な意見を踏まえながら、入会・参加・活動しやすいクラブ運営をしていきます。

<取組み>

- ・働く世代に好評の、週末に実施する「ビーチヨガ」を、引き続き開催していきます。
- ・お試し教室で人気のあったピククルボールを、日曜・祝日メニュー内に導入します。
- ・人気があり参加者の多い種目は、広い開催場所に変更します。

3. 指定管理特別会計

本年度は逗子市立体育館の指定管理者として12年目を迎えます。引き続き「愉快的スポーツコミュニティづくり」を念頭に安定的かつ持続的に取り組むと共に、当協会の持ち味である地域密着型の運営に努めます。

逗子市都市公園有料の運動施設につきましては、現行の指定管理の延長期間が残り1年間となりました。本年度は、第1期・2期の反省や課題を振り返りつつ、次期指定管理者の選定受託に向け、提案書作成等に取り組めます。

両施設共に、利用者が安全かつ安心して利用できるよう各種設備機器のメンテナンスや、利用者の意見を柔軟に取り入れた設備の改善・充実を継続して行い、利用者ファーストの視点で、快適で利便性の高い施設運営に努めます。

また、健康で心豊かな生活に向け、未病センターを活用し生活習慣の見直しや体力の維持・増進など運動習慣の定着化を図り、認知症予防や高齢化社会に対応した事業を積極的に実施します。

<取組み>

- ・誰もが参加できるスポーツイベントを開催し、参加者の健康と体力の維持増進に努めます。
- ・障がいの有無に関わらず楽しめる教室を定期的に開催し、多くの方々が笑顔になれる時間を共有できるよう努めます。
- ・週末に未就学児とその保護者が、スポーツを通して気軽にスキンシップが図れる場を提供します。
- ・国保健康課と連携し、未病センターを活用した取組みを行うと共に、市民の健康増進に係るアドバイスをを行います。
- ・子育て支援課と連携し、遊びの中に運動を取り入れ、こどもの体力・運動能力を高める取組みに協力します。

Ⅲ 公益目的事業

スポーツに関する教室・競技大会等の開催や、スポーツ施設の管理運営を行うこと等により、逗子市におけるスポーツ活動の振興を図り、心身ともに健康で活力ある市民生活の形成に寄与することを目的に取り組めます。この目的の達成に向け、次の事業を相互に関連させより効果的に取組みます。

1. スポーツに関する教室、競技大会等の開催事業

スポーツの普及啓発を行うとともに、生涯スポーツとして継続的に事業、大会等を行うとともに、競技力向上を図る事業を行います。

2. スポーツ団体等への助成、指導者の養成、その他支援事業

各種スポーツ団体がスポーツ振興を目的に行う事業活動を支援するとともに、技術判定能力の向上、優秀選手等の表彰を行います。

3. スポーツに関する情報の収集及び発信に関する事業

ホームページの充実に加え、SNS を利用したリアルタイムな情報提供を行います。

情報誌「ZASA Sports News」は発行開始後8年目を迎えます。「ZASA Sports News」を見て来場する方や当協会のイベントに参加する方が更に増えるよう、読みやすく、読者に興味関心を持っていただける魅力的な情報の提供に努めます。

4. 総合型地域スポーツクラブの運営事業

生涯にわたり誰もが気軽にスポーツを楽しみながら、健康づくりと交流を深められるように運営を行います。

5. スポーツ活動の機会や場の提供に関する事業

スポーツ振興を図るため逗子市から委託されたスポーツ事業を広く実施するとともに、逗子市が設置した公の施設の管理運営を行い、スポーツ活動の充実を図ります。

Ⅲ-1 一般会計

1. スポーツに関する教室、競技大会等の開催（定款第4条第1項第1号）

（1）スポーツ教室の開催（14種目26コース）

教室名	実施時期	日数及び回数	会場	対象	定員
ソフトヨガ	4月～3月	48回	逗子アリーナ	16才以上の方	80名
キックエアロ	4月～3月	48回	逗子アリーナ	16才以上の方	80名
電太スポーツ太鼓①	4月～3月	10日間×3回	逗子アリーナ	18才以上の方	各13名
電太スポーツ太鼓②	4月～3月	10日間×3回	逗子アリーナ	18才以上の方	
テニス	4月～5月	5日間	第一運動公園	18才以上の方	35名
ヨット	6月	2日間	逗子海岸ほか	中学生以上の方	20名
おとなのバドミントン	9月～11月	8日間	逗子アリーナ	18才以上の方	40名
アーチェリー	11月	2日間	第一運動公園	小学4年生以上の方	20名
弓道	11月	2日間	第一運動公園	中学生～65才の方	20名
ジュニア陸上競技高学年	4月～7月	8日間	池子の森自然公園ほか	小学4～6年生	50名
ジュニアバドミントン	5月～6月	8日間	逗子アリーナ	小学4～6年生	30名
ジュニア卓球	5月～6月	8日間	逗子アリーナ	小学4年～中学生	40名
ジュニア水泳					
（初心者①）	7月	7日間	逗子中学校	小学3～6年生	60名
（初心者②）	8月	7日間	飯島公園	小学3～6年生	60名
（中級者）	7月	7日間	逗子中学校	小学1年～中学生	40名
ジュニアウインドサーフィン					
（第1回）	7月	1日	逗子海岸	小学生	各12名
（第2回）	7月	1日			
（第3回）	7月	1日			
（第4回）	7月	1日			
（第5回）	8月	1日			
（第6回）	8月	1日			
ジュニアテニス	7月	4日間	第一運動公園	小学3年～高校生	60名

教室名	実施時期	日数及び回数	会場	対象	定員
ジュニアヨット					
(第1回)	9月	半日	第一運動公園	小学生	10名
(第2回)	9月	半日			10名
ジュニアレスリング	10月～11月	8日間	逗子アリーナ	小学1～4年生	30名
スキー・スノボツアー	2月	2泊3日	会津高原かつえスキー場	18才以上の方	22名

(2) スポーツ講演会の開催

スポーツ指導者及び一般市民を対象とした講演会

(3) スポーツ大会等の開催

大会等名	実施時期	会場	対象	定員
海岸を走る会（毎月第1日曜日） （1月は元日、3月は第2日曜日）	4月～3月	逗子海岸	小学生以上の方	—
ファミリー運動会				
①桜山地区ファミリー運動会	9月	第一運動公園	地区住民	—
②小坪地区体育祭	9月	小坪小学校	地区住民	—
③久木体育祭	10月	久木小学校	地区住民	—
④東逗子体育祭	10月	沼間小学校	地区住民	—
⑤逗子小学校区体育祭	10月	逗子小学校	地区住民	—
⑥池子健康まつり	10月	池子小学校	地区住民	—
⑦新宿体育祭	9月	逗子開成学園	地区住民	—
⑧山の根体育祭	9月	第一運動公園	地区住民	—
健康ハイキング	5月	高萩市	18才以上の方	46名
1泊ハイキング	10月	十日町市・沼田市	18才以上の方	46名
ZASA Sports Games				
①第73回逗子市内一周駅伝競走大会	1月	市内	中学生以上の方	—
②第65回逗子市民総合体育大会（14種目）	4月～3月	逗子アリーナ他	小学生以上の方	—
③第56回逗子市地域対抗球技大会	11月	逗子アリーナ他	中学生以上の方	—
④逗子市民レクリエーション大会	3月	逗子アリーナ他	小学生以上の方	—
⑤逗子市民フォークダンス大会	6月	逗子アリーナ	小学生以上の方	—
⑥逗子市スポーツ少年団野球大会	4月～5月	第一運動公園	登録チーム	—

2. スポーツ団体等に対する助成及びその他の支援（定款第4条第1項第2号）

(1) スポーツ団体等に対する助成

ア. 逗子市競技連盟

イ. 逗子市地域体育団体協議会

ウ. 逗子市レクリエーション協会

エ. 逗子市スポーツ少年団本部

オ. その他のスポーツ団体等（全市的規模の組織を有し、かつ相当規模以上の人数を擁するもので、理事会が認めたものに対し、予算の範囲内で助成する。）

(2) スポーツ団体等に対するその他の支援

ア. 優秀選手の表彰

イ. 指導員等の依頼による派遣

3. スポーツ指導者の養成（定款第4条第1項第3号）

- （1）審判講習会
- （2）レクリエーション指導者講習会
- （3）スポーツ少年団指導者研修会

4. スポーツに関する情報の収集及び発信（定款第4条第1項第4号）

- （1）広報広聴事業
 - ア. 情報誌（ずしのスポーツ）の発行
 - イ. ホームページの運営
 - ウ. 情報誌（ZASA Sports News）の発行
 - エ. 逗子市との連携（市広報誌への掲載）
 - オ. SNS 媒体の活用
 - カ. 地域情報誌の活用
- （2）情報収集・交換事業
 - ア. スポーツに関する情報の収集等
 - イ. 逗子市スポーツ人の集い
 - ウ. スポーツ振興及び施設管理に関する調査・視察等
 - エ. 逗子市との連携（健康に関する情報の収集）

5. 逗子市から委託を受けたスポーツ事業の実施（定款第4条第1項第6号）

- （1）逗子市スポーツ推進事業
 - ア. 県下スポーツ大会選手役員派遣事業
第80回市町村対抗かながわ駅伝競走大会参加
 - イ. 体力づくり推進事業
スポーツの日記念事業（体力テスト会）
 - ウ. 逗子ハイランドスポーツ広場維持管理
 - エ. 沼間スポーツ広場維持管理
- （2）「目指せ！太鼓の達人」業務

6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業（定款第4条第1項第8号）

- （1）スポーツ協会功労者に対する顕彰事業
 - ア. 体育・スポーツの普及振興または進歩発展に顕著な貢献をなした者及び価値ある研究調査をなした者を顕彰する。
 - イ. 体育・スポーツの指導者として、優秀な選手またはチームを育成した者を顕彰する。

Ⅲ-2 スポーツクラブ特別会計（定款第4条第1項第5号）

1. スポーツ及び文化に関する教室、講演会、大会等の開催（規約 第3条第1項第1号）

（1）スポーツ及び文化に関する教室の開催（15種目24コース）

曜 日	種 目	会 場	対 象
日曜・祝日 ＊①	バドミントン	逗子アリーナ	すべての方
	卓球	〃	
	ピックルボール	〃	
日曜＊②	ビーチヨガ	逗子海岸	
第1月曜	おでかけウォーク	市内及び逗子市周辺	
火曜	バドミントン	逗子アリーナ	＊③
	シェイプアップ体操	〃	
水曜	健康体操	〃	
	ZUMBA GOLD®	〃	
	Jr.バドミントン・卓球	〃	
第1・3水曜	テニス	池子の森自然公園	すべての方
第1水曜	ノルディックウォーク	市内及び逗子市周辺	
第2・4水曜	健康筆習い（習字）	逗子アリーナ	
木曜	卓球	〃	
	バドミントン	〃	
	シニアヨガ①	〃	高齢の方
	シニアヨガ②	〃	
第3木曜	ノルディックウォーク	市内及び逗子市周辺	すべての方
金曜	高齢者体力アップ体操①	逗子アリーナ	高齢の方
	高齢者体力アップ体操②	〃	すべての方
	アブストレーニング	〃	
	卓球	〃	
	太極拳	〃	
第2・4土曜	テニス	第一運動公園	＊④

＊①…実施日は、年間8回

＊②…実施日は、年間6回

＊③…小・中学生及び小・中学生と一緒に参加される方

＊④…前半2時間は、小中学生及び小中学生と一緒に参加される方。後半2時間は、小中学生以外の方

＊「おでかけウォーク」と「ノルディックウォーク」は、翌週を雨天時の予備日とする。

＊上記教室の他に、新メニュー実施に向けた「おためしメニュー」を行うことがある。

（2）スポーツ及び文化に関する大会等の開催

大会等名	期 日	会 場	内 容	定員
うみかぜ まつり	令和8年 2月8日	逗子アリーナ	・無料体験 バドミントン、卓球、ピックルボールなどの メニュー体験	なし
	令和8年 2月8日～ 2月21日		・文化展 会員が趣味で行っている写真・絵画・書などの 作品展示	

2. 広報・調査活動の実施（規約第3条第1項第2号）

（1）地域住民への周知

ア. 逗子市広報への情報掲載

期 日 令和7年4月～令和8年3月 6回程度

方 法 広報「ずし」にクラブ情報の掲載をする。

イ. ポスティングの実施

期 日 令和8年1月 1回

方 法 運営委員及びクラブサポーターにより、イベントチラシのポスティングを行う。

ウ. イベント等でのPR

期 日 令和7年4月～令和8年3月 10回程度

方 法 ①逗子市スポーツの祭典においてPR コーナーを設け、リーフレットやPR ポケットティッシュの配布を行う。

②当協会が管理する施設にて開催する、市のイベント等において、リーフレットや入会案内の配布を行う。

③各地域の運動会において、PR ポケットティッシュの配布を行う。

エ. 地域情報誌の活用

期 日 令和7年4月～令和8年3月 2回程度

方 法 タウンニュース(逗子・葉山版)にクラブ情報の掲載をする。

（2）クラブだよりの発行及び Web 配信

期 日 令和7年4月～令和8年3月 4回

発行部数 1回500部程度

（3）その他必要な情報収集など

3. その他、目的を達成するために必要な事業（規約第3条第1項第3号）

（1）クラブマネジャー研修会参加

期 日 令和7年7月～12月

主 催 公益財団法人神奈川県スポーツ協会ほか

対 象 運営委員会委員

会 場 県立スポーツセンターほか

（2）会議への参加

期 日 令和7年4月～令和8年2月 4回程度

主 催 神奈川県スポーツ局、公益財団法人神奈川県スポーツ協会ほか

対 象 運営委員会委員

会 場 県立スポーツセンターほか

（3）サポーター制度の運用

サポーターの募集を行い、イベントPRチラシのポスティング及びイベント開催時のサポートをしていただくための調整を行う。

Ⅲ-3 指定管理業務特別会計

(逗子市が設置する社会体育施設の管理運営 定款第4条第1項第7号)

指定管理業務の基本理念 『愉快的なスポーツコミュニティづくりの拠点としてさらなる深化と拡充を』

4つのコンセプト

◎快適に利用できる施設運営

【何度でも利用したくなる快適で利用しやすい施設運営】

◎スポーツを通じた健康づくりの支援

【スポーツを通じて生き生きと暮らせる健康づくりを支援】

◎スポーツを通じた出会いと交流の場づくり

【スポーツを通じて人とふれあう喜びを感じられる出会いと交流の場】

◎魅力的で多様なスポーツの機会の提供

【誰もがスポーツに親しめる魅力的で多様なイベントや教室等を開催】

1. 逗子市立体育館の管理運営（駐車場含む）

(1) 管理運営業務

逗子市スポーツ推進計画が掲げる「スポーツを楽しむまち逗子」の実現に向けた拠点として、基本理念及び4つのコンセプトに基づき、市立体育館の管理運営を行います。

また、少子高齢化の進行に対して、子どもや高齢者のメニューの提供や支援に積極的に取り組みます。

(2) スポーツ推進業務（26種目46コース）

教室・イベント名	実施時期	日数及び回数	会 場	対 象	定員
姿 勢 改 善	4月～3月	49回	第1会議室	16才以上の方	20名
骨 盤 体 操	4月～3月	49回	第1会議室	16才以上の方	20名
Z U M B A [®]	4月～3月	49回	サブアリーナ	16才以上の方	80名
水 曜 ヨ ガ	4月～3月	49回	サブアリーナ	16才以上の方	80名
ZUMBA [®] (お子さんと一緒にどうぞ)	4月～3月	48回	サブアリーナ	中学生以上の方	80名
ら く ら く 健 康 体 操 ①	4月～3月	50回	談話室及びウッドデッキ	55才以上の方	20名
ら く ら く 健 康 体 操 ②	4月～3月	50回	談話室及びウッドデッキ	55才以上の方	20名
ソ ン グ & ス ト レ ッ チ	4月～3月	22回	第1会議室	16才以上の方	25名
筋力アップ&チェアストレッチ①	4月～3月	49回	第1会議室	55才以上の方	30名
筋力アップ&チェアストレッチ②	4月～3月	49回	第1会議室	55才以上の方	30名
ハ ー ド ピ ラ テ ィ ス	4月～3月	45回	サブアリーナ	16才以上の方	60名
ソ フ ト ピ ラ テ ィ ス	4月～3月	45回	サブアリーナ	16才以上の方	80名
子 育 て 応 援 広 場	4月～3月	24回	談話室	未就学児の親子	5組
F I G U R E 8					
(第1回)	4月～5月	8回	第1格技室	16才以上の方	各25名
(第2回)	6月～7月	8回			
(第3回)	7月～9月	8回			
(第4回)	10月～11月	8回			
(第5回)	12月～1月	8回			
(第6回)	2月～3月	8回			
ステップアップ！運動基礎					
(第1回)	5月～7月	8日間	サブアリーナ	小学1～6年生	各40名
(第2回)	9月～11月	8日間			
(第3回)	1月～3月	8日間			

教室・イベント名	実施時期	日数及び回数	会 場	対 象	定員
こどもダンス 幼 児					
(第1回)	5月～7月	10日間	第1 格技室	5～6歳	各15名
(第2回)	9月～12月	10日間			
(第3回)	1月～3月	10日間			
こどもダンス 小学生					
(第1回)	5月～7月	10日間	第1 格技室	小学1～6年生	各25名
(第2回)	9月～12月	10日間			
(第3回)	1月～3月	10日間			
夏 冬 特 訓 幼 児					
(第1回)	9月	2日間	サブアリーナ	年中・年長	各18名
(第2回)	3月	2日間			
夏 冬 特 訓 小 学 生					
(第1回)	9月	2日間	サブアリーナ	小学1～6年生	各18名
(第2回)	3月	2日間			
ジュニアバドミントン初・中級	1月～2月	5日間	メインアリーナ	小学5～中学2年生	20名
みんなでダンス&スポーツ&ミュージック	4月～3月	28回	第1 会議室他	障がい者・どなたでも	20名
み ん な で 夏 祭 り	8月	1回	第1 会議室	障がい者・どなたでも	20名
み ん な で 花 見	3月	1回	ウッドデッキ他	障がい者・どなたでも	—
健 康 相 談	4月～3月	48回	未病センター	どなたでも	各4名
ベ ビ ー マ ッ サ ー ジ	秋	1回	第2 格技室	乳幼児(ハイハイまで)と保護者	20組
ママのためのフィットネス(託児あり)	秋	2回	第2 格技室	6か月～未就学児	15名
運 動 に 必 要 な 食 事	冬	1回	第1 会議室	どなたでも	20名
逗子市花火大会鑑賞会	5月	1回	ウッドデッキ他	どなたでも	35組
ス ポ ー ツ の 祭 典	6月	1回	メインアリーナ他	どなたでも	—
みんなの体力測定会	10月	1回	メインアリーナ他	どなたでも	—
クリスマススポーツランド	12月	1回	サブアリーナ	未就学児の親子	100組
みんなでクリスマス	12月	1回	サブアリーナ	障がい者・どなたでも	25名
出張シセイカルテ	4月～3月	3回	逗子市役所未病センター	どなたでも	10名

2. 逗子市都市公園有料の公園施設の管理運営「第一運動公園（テニスコート、野球場、弓道場、プール、駐車場）、小坪飯島公園（プール）、池子の森自然公園（400mトラック、テニスコート、野球場、駐車場）」

(1) 管理運営業務

逗子市スポーツ推進計画が掲げる「スポーツを楽しむまち逗子」の実現に向けた拠点として、基本理念及び4つのコンセプトに基づき、有料の公園施設の管理運営を行います。

また、一般の方向けの教室・イベントの他に、障がい者やサポートする方向け、親子向け等、あらゆる市民の方に気軽に参加していただけるよう取り組んでいきます。

(2) スポーツ推進業務（10種目17コース）

教室・イベント名	実施時期	日数及び回数	会 場	対 象	定員
ジュニアテニス低学年					
(第 1 回)	5月～6月	5 日間	池子の森自然公園 テニスコート	小学1～3年生	各12名
(第 2 回)	9月～11月	5 日間			
ジュニアテニス高学年					
(第 1 回)	5月～6月	5 日間	池子の森自然公園 テニスコート	小学4～6年生	各12名
(第 2 回)	9月～11月	5 日間			

教室・イベント名	実施時期	日数及び回数	会 場	対 象	定員
ジュニア陸上競技低学年					
(第1回)	5月～7月	10日間	池子の森自然公園 400mトラック	小学1～3年生	各40名
(第2回)	11月～1月	10日間			
サッカー広場	4月～3月	8回	池子の森自然公園 400mトラック他	どなたでも	—
ラグビー体験会	4月	1回	池子の森自然公園 野球場(大)	どなたでも	—
スポーツの祭典	6月	1回	第一運動公園 野球場他	どなたでも	—
池子の森マラソン	11月	1回	池子の森自然公園 400mトラック他	どなたでも	—
ウォーキング					
(第1回)	4月～5月	3日間	第一運動公園 野球場他	16才以上の方	各10名
(第2回)	6月～7月	3日間			
(第3回)	9月～10月	3日間			
(第4回)	11月～12月	3日間			
大人の水泳	7月	2日間	第一運動公園プール	16才以上の方	30名
ナイトラン&ウォーク	4月～3月	月4回程度	池子の森自然公園 400mトラック	どなたでも	—
ガイドランナー募集	4月～3月	10回程度	池子の森自然公園	どなたでも	—

Ⅳ 収益事業

1. その他この法人の目的を達成するために必要な事業（定款第4条第1項第8号）

(1) 自動販売機管理等事業

スポーツ施設における利用者の利便性の向上及び福利厚生を図るため、自動販売機の管理を行います。
また、近隣に飲食販売店がないことから、逗子アリーナ1階受付にてアイスクャンディー、2階談話室にてパンやコーヒー等の販売を行います。

当事業の収益は、本協会が実施する公益目的事業に充当します。